

沖縄県指定チービシ鳥獣保護区
指定計画書

平成24年11月 1日

沖縄県

1 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区の名称

チービシ鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

渡嘉敷村 慶伊瀬島（ナガンヌ島、クエフ島、神山島）の3島

(3) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで（20年間）

(4) 鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(5) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、沖縄本島的那覇市の北西約 20 kmの海洋地点に位置する慶伊瀬島（クエフ島、神山島、ナガンヌ島）の3島で、面積はそれぞれ約 2.2ha、31.5ha、28.7ha 合計 62.4ha の無人島で、各島とも海砂が集まって出来た洲島とそれを取り巻くサンゴ礁から構成される。各島は岸部と砂丘により構成され、自然裸地に分類される。島は、砂丘地で高木は存在せず、モンパノキやクサトベラ、所々モクマオ類が目撃できる。また、グンバイヒルガオなどの海岸植生がわずかに存在する。クエフ島は植生は確認出来なかった。

このような無人島という環境を反映して、当該区域はアジサシ類の集団繁殖地で、特にナガンヌ島は日本有数のベニアジサシの集団繁殖地であった。しかし、2000年代以降、観光地化等によりアジサシの繁殖が激減した。その後、行政、観光業者等によりアジサシ類を始めとする鳥類の保全のため、繁殖期への配慮等の取り組みを実施してきた結果、2002年にナガンヌで確認数0羽まで減少したベニアジサシが、2010年28巣、2011年に59巣まで回復し、繁殖地として重要な区域となっている。

今回の鳥獣保護区の指定では、人の上陸の多いナガンヌ島の両端はアジサシの繁殖が数多く見られるため、特別保護地区に指定し、繁殖期間に人が不用意に近づかないようさらなる注意喚起を行うことを目的とする。また、クエフ島や神山島も釣り人の上陸がときどき見られるが、鳥獣保護区に指定しアジサシの繁殖期に上陸を控えるよう注意喚起を図る。

このように、当該区域はアジサシ類の繁殖地として重要性が高いことから、集団繁殖地の保護区として、鳥類の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に務め

る。

- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方団体、利用業者と連携した普及啓発活動等に取り組む。(繁殖期における、クエフ島への上陸を規制し、ナガンヌ島両端部は特別保護地区にすることで、保護を強化する。

3 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 62 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 0ha

農耕地 0 ha

水 面 0 ha <干潟 0 ha >

その他 62 ha

イ 所有者別内訳

国有地 0 ha

国有林以外の国有地（所管省庁別に記載）

| | | | | | | |
|----------|----|----|---|--------|----|----|
| 地方公共団体有地 | 62 | ha | } | 都道府県有地 | — | ha |
| | | | | 市町村有地等 | 62 | ha |

私有地等 0 ha

公有水面 0 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 — ha

自然公園法による地域 — ha

文化財保護法による地域 — ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 県指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、沖縄本島那覇市の北西約 20km に位置し、ナガンヌ島は周囲およそ 4km、面積は 28.7ha の小さな島で、クエフ島は面積 2.2ha と神山島は面積 31.5ha で 3 島合わせても 62.4ha であり、通称チービシと呼ばれている。3 島とも海砂が集まって出来た洲島とそれを取り巻くサンゴ礁から構成される。各島は岸部と砂丘により構成され、自然裸地に分類される。

各島は、砂丘地で高木は存在せず、ナガンヌ島と神山島にはモンパノキやクサトベラ、所々モクマオ類の樹木が島中央に生育する。また、グンバイヒルガオなどの海岸植生がわずかに存在する。クエフ島には植生は確認出来なかった。

イ 地形、地質等

3 島とも海砂が集まって出来た洲島とそれを取り巻くサンゴ礁から構成される。

ウ 植物相の概要

各島は、砂丘地で高木は存在せず、ナガンヌ島と神山島にはモンパノキやクサトベラ、所々にモクマオ類が生息する。また、グンバイヒルガオなどの海岸植生がわずかに生息する。クエフ島には植生は確認出来なかった。

エ 動物相の概要

当該区域でこれまでに生息が確認されている鳥類は、ベニアジサシ、エリグロアジサシ、コアジサシのアジサシ類である。2011 年 7 月 26 日の調査で生息が確認された鳥類はチドリ目カモメ科ベニアジサシとエリグロアジサシでナガンヌ島ではその他の鳥類としてハシブトガラスが数羽確認された。

その他、ウミガメの上陸も数多く確認されておりウミガメの産卵地としても重要である。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

| 目 | 科 | 種名 | 種の指定等 | |
|------|------|----------|-------|---|
| チドリ目 | カモメ科 | ベニアジサシ | NT | ○ |
| | | エリグロアジサシ | NT | ○ |
| スズメ目 | カラス科 | ハシブトガラス | | ○ |
| 合計 | 2目 | 2科 | 3種 | |

ハシブトガラスはナガンヌ島のみ

イ 哺乳類 なし

(注)

- 1 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、日本野生鳥獣目録（2002年7月、環境省自然環境局野生生物課）に拠った。
- 2 種の指定等の要件は次のとおりである。
国天：国指定天然記念物 特天：国指定特別天然記念物
レッドリスト（平成24年環境省）（ア鳥類）
レッドリスト（平成24年環境省）（イ哺乳類）
CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少種
特定外来：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
- 3 ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。
- 6 鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項
 - ①鳥獣保護区用制札 5 本 (神山島2本、ナガンヌ島3本)
 - ②特別保護地区用制札 2 本 (ナガンヌ島2本)

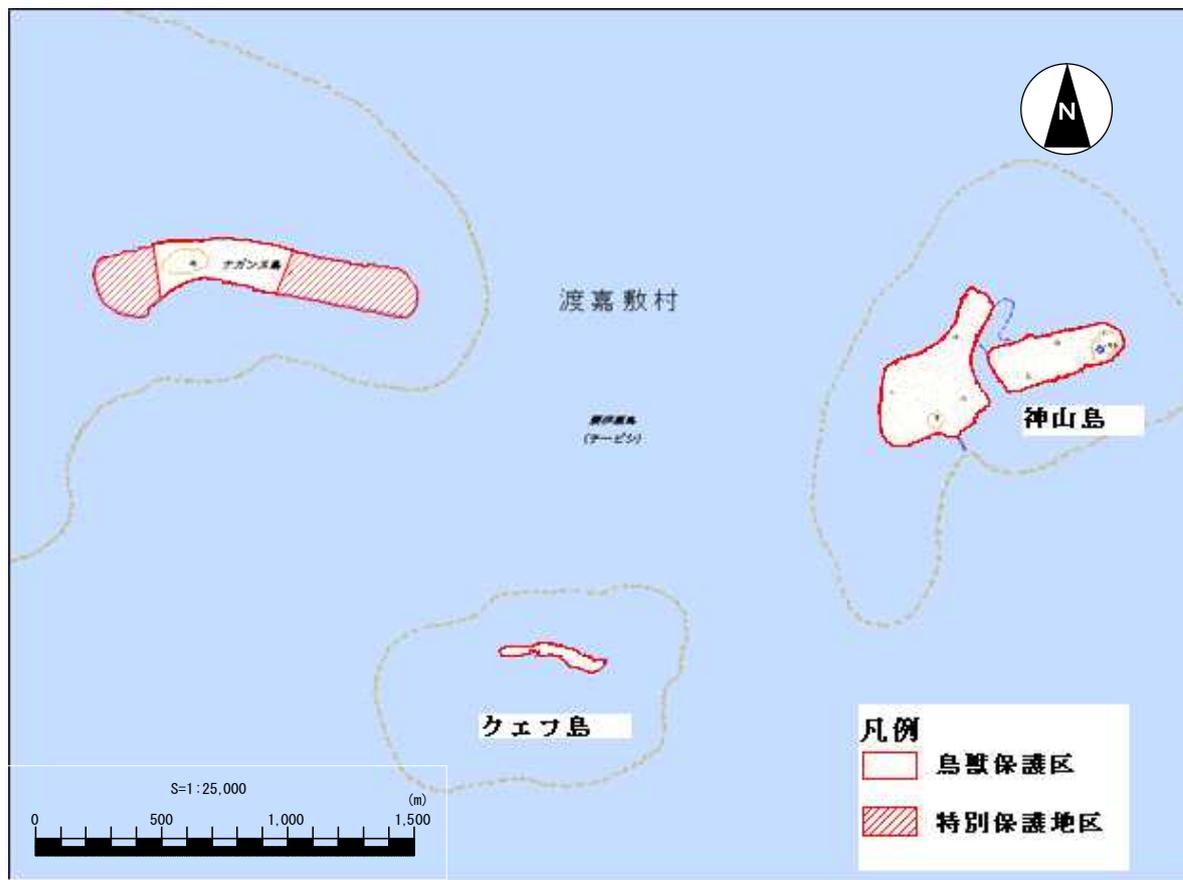
※クエフ島は冬期に水没することも多く、標識の設置が難しいことから設置は行わず、観光業者や地元自治体等関係団体と協力し、繁殖期の立ち入りを控えるよう周知を図る。



沖縄県指定チービシ鳥獣保護区位置図

| 凡例 | |
|--------------|--|
| チービシ鳥獣保護区(案) | |
| 鳥獣保護区 | |
| 特別保護地区 | |

沖縄県指定チービシ鳥獣保護区区域図（案）



地図 1:30000